

水難事故『ゼロ』を目指して！

～いの町波川で水難事故防止啓発活動（チラシ配布）を行います～

近年、キャンプや水上アクティビティ等で河川利用者が増加しており、その中で今年度も全国各地で水難事故が多発しており、先日はいの町波川においても水難事故が発生しています。

このような状況を踏まえ河川利用者が特に多い時期に合わせ警察、消防、自治体等の関係機関も参加し啓発活動を行います。（別紙1は過年度の活動状況及び概要）

1. 日時 : 令和7年8月15日（金） 9:30～11:00 雨天中止
2. 場所 : 波川公園駐車場 別紙2参照
（高知県吾川郡いの町）
3. 主催 : 物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会 別紙3参照

別紙4は当日配布するチラシです。

当日取材を希望される方は、別紙5取材申込書を8月13日（水）15時までに申し込みいただきますようお願いいたします。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

【問い合わせ先】

物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会 事務局
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
電話 088-833-0111(代表)

副所長（技術）
○河川管理課長

なかおか	あきひろ
中岡	昭浩
やまだ	かずひろ
山田	和弘

○：主な問い合わせ先

水難事故防止のための啓発活動(いの町波川)

別紙1

場所



近年の河川利用者が増加する中、今年度も全国各地で水難事故が多発しており、先日はいの町波川においても水難事故が発生しています。このような状況を踏まえ河川利用者が特に多い時期に合わせ警察、消防、自治体等関係機関と合同で啓発活動を行います。

今年度は移動交番も出動予定



昨年度の活動状況



一般の河川利用者への啓発活動の様子



1. 日時 : 令和6年7月25日(木) 11:00 ~
2. 場所 : 波川公園駐車場(高知県吾川郡いの町)
3. 参加機関 : 高知県警、土佐警察署、仁淀消防組合消防本部、高知県、いの町



看板設置状況

水難事故防止のための啓発活動(いの町波川)

別紙2



物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会 規 約

(名称)

第1条 本会は「物部川・仁淀川水系安全利用推進連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本連絡会は物部川及び仁淀川水系に係る関係機関の連絡調整を図り、河川利用者の川の水難事故リスクの理解・危険回避能力の習得、河川利用者が安心・安全に利用できる河川空間の創出により水難事故の防止を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会は会長、副会長、委員をもって組織し、その組織は別表－１のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が不在のときは、会長の職務を代行する。

3. 会長及び副会長は互選によるものとする。

(業務)

第5条 連絡会は第2条の目的を達成するために、次の内容を行う。

- 一 水難事故防止講習会の実施方針に関する調整
- 二 水難事故防止に関する講師の育成及び派遣
- 三 水難事故防止に関する各施策の推進
- 四 危険箇所の把握及び情報共有の推進
- 五 事故発生時の情報共有を図るための連絡調整
- 六 前各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成するために必要な内容

(会議)

第6条 連絡会は必要により会長が招集する。

1. 連絡会には、必要に応じ関係機関の各担当者等の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 会長、副会長及び各委員の任期はその職にある期間とする。

(事務局)

第8条 本連絡会の事務を処理するため、事務局を高知河川国道事務所河川管理課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか連絡会の運営に関して必要な事項は会長が連絡会に諮って定めるものとする。

附則 この規約は平成22年3月9日から施行する。
平成25年8月7日改正(第7条)

補足 委員は役職指定とし、組織再編等に伴った別表－１の改正は、連絡会への報告をもって規約改正がなされたものとする。

第3条の組織

【委員】

役 職	組 織 名（役職名）
会 長	国土交通省 高知河川国道事務所 副所長（技術）
副会長	高知県土木部 河川課 課長補佐
委 員	高知県危機管理部 消防政策課 課長補佐
委 員	高知県中央東土木事務所 河港管理課長
委 員	高知県中央西土木事務所 維持管理課長
委 員	高知県教育委員会事務局 学校安全対策課長
委 員	東部教育事務所 所長
委 員	中部教育事務所 所長
委 員	高知県警察本部 生活安全部 地域課 企画担当課長補佐
委 員	南国警察署 地域課長
委 員	土佐警察署 地域課長
委 員	南国市 危機管理課長
委 員	香南市 防災対策課長
委 員	香美市 防災対策課長
委 員	土佐市 防災対策課長
委 員	いの町 総務課 危機管理室長
委 員	日高村 総務課危機管理室長
委 員	高知市消防局 警防課 課長補佐
委 員	南国市消防本部 警防課長
委 員	香南市消防本部 警防課長

役 職	組 織 名 (役職名)
委 員	香美市消防本部 消防課 警防班長兼警防係長
委 員	土佐市消防本部 警防課長
委 員	仁淀消防組合消防本部 警防課長(署長)
委 員	国土交通省 高知河川国道事務所 物部川出張所長
委 員	国土交通省 高知河川国道事務所 仁淀川出張所長

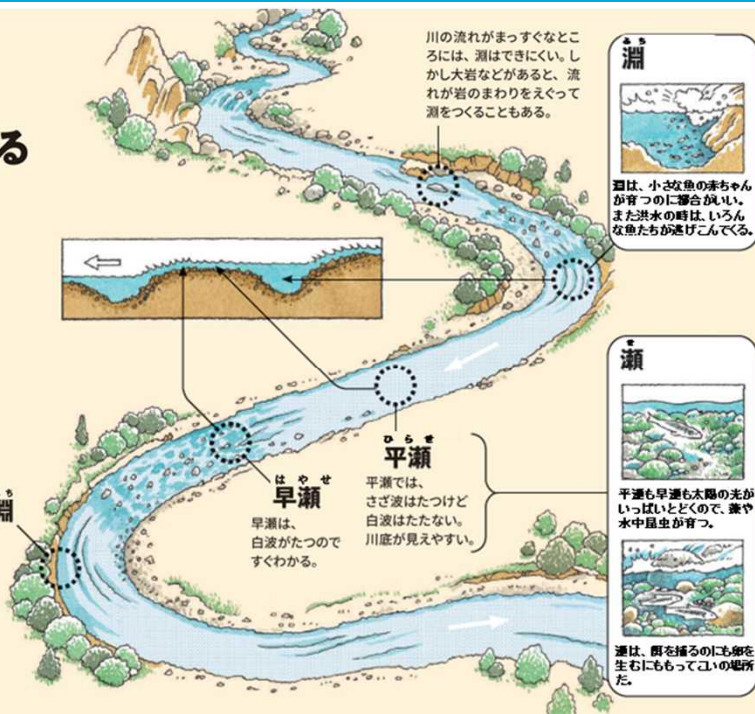
水難事故に備えて 川のことをよく知ろう



国土交通省
高知河川国道事務所

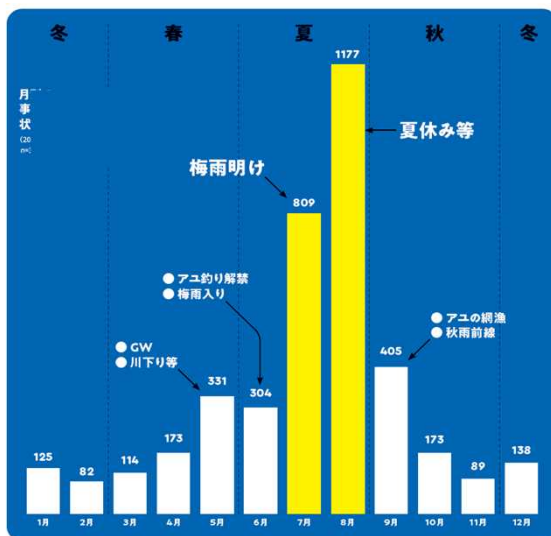
川には、
浅いところと
深いところがある
流れの様子も
常に変わる

川底の形は水の流れ方や強さなどで変化します。流れの速い「瀬」は浅く、流れがゆるやかな「淵」は深い。川にすみ生き物たちにとって瀬と淵はそれぞれ役割があり、大切な場所となっています。流れがあることによって、川には浅いところと深いところが存在しています。ひとくちに川といっても、場所によって深さや流れの様子は一定ではなく、それらが複雑に絡み合っているのです。



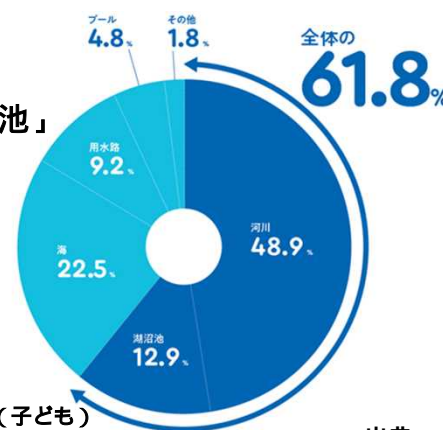
月別の事故発生状況

河川等水難事故
件数の約半数は
7-8月に集中
(2003年-2024年)



夏休みや
レジャー等で河
川利用の機会が
増えるこの時期
が要注意

子どもの
水難死亡事故の
約6割は
「河川」と「湖沼池」
(2003年-2024年)



今いる場所が晴れていても急に増水することもあります

上流で雨が降っていたりダム
の放流などの影響で、
水かさが増えることが
あります

国土交通省
高知河川国道事務所
仁淀川出張所
088-894-2044

場所別死者・行方不明者数(子ども)
(H15-R06警察庁データより河川財団作成)

出典：(公財)河川財団 水難事故2025

水難事故に備えて ライフジャケットを着用しよう



国土交通省
高知河川国道事務所

ライフジャケットの着用が生死を分けた事例

レジャー中の事故事例

同一条件下（日時・場所・天候等）で
ライフジャケットを着用していた場合と
着用していなかった場合の事例を紹介します。

同一条件下（日時・場所・天候等）の事例

事例

1

2007年 8月
徳島県 吉野川

川下りのカヌーが転覆。乗っていた3人のうち、**ライフジャケット着用**の2人は岸まで泳ぎ無事だった。**ライフジャケット未着用**の1人が流され死亡。

事例

2

2003年 8月
高知県 四万十川

4人家族のうち、子ども2人が川遊びをしているうち、1人が流された。助けようとした親は流され死亡。**子どもはライフジャケットを着用**しており、近くにいた人に助けられた。親は**未着用**だった。



体の大きさに対し、
十分な
浮力がある

ベルトを締め、
体にフィットさせることで
脱げにくい構造に
なっている。

股下ベルトがある
(子ども用)

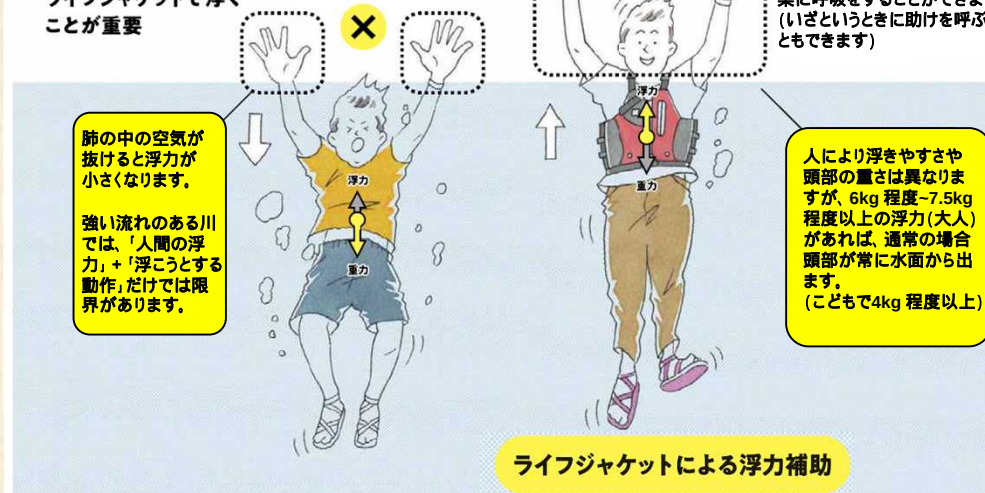
ライフジャケットはホームセンター等やネットでも買えます

川遊び用として推奨できる「安全基準」に関する認証制度の認定を受けた製品を買うのも一つの目安です



ライフジャケットがあれば 常に頭部が水面上に

流れのある川では、
ライフジャケットで浮く
ことが重要



人は水の中では浮きにくく、頭が水没すれば息ができません。ライフジャケットを正しく着用することで、頭部を水面から上に出すことができます。このため、常に口と鼻が水面上にあり、常に呼吸をすることができます。(いざというときに助けを呼ぶこともできます)

人により浮きやすさや頭部の重さは異なりますが、6kg程度～7.5kg程度以上の浮力(大人)があれば、通常の場合頭部が常に水面から出ます。(こどもで4kg程度以上)

ライフジャケットによる浮力補助

もしも自分が流されたら(ライフジャケット着用時)

心得

1

無理に
立とうと
しない

速い流れのある場所では、浅くて足がつかそうでも、立たずに浮くまたは泳ぐ。
浮くためにもライフジャケットは必須

心得

2

元いた
場所に
戻ろうとしない

自分が流された場合、元いた場所に無理に戻ろうとしない。
(戻ろうとすると流れに逆らって泳ぐことになりリスクが増す)

心得

3

流れの
緩やかな
場所へ

下流側の流れの緩ゆるやかな場所を見つけて避難する。

出典：(公財)河川財団 水難事故2025

国土交通省 四国地方整備局

高知河川国道事務所 河川管理課 宛

申込先：(E-mail) skr-kouchi52@mlit.go.jp

別紙 5

いの町波川 水難事故防止啓発活動

取 材 申 込 書

必要事項をご記入のうえ、

8月13日(水) 15時までにメールにてお申し込みください。

貴 社 名	
連 絡 先	TEL : E-mail :
取 材 者 (代 表 者) 氏 名	
取材者人数	人
連絡事項等	

< 留意事項 >

- ・取材にあたっては、係員の指示に従い所定の場所に駐車・取材してください。